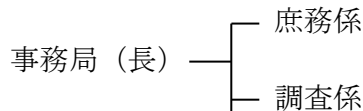


全国学校給食会連合会細則

昭和32年6月20日施行
改正 昭和34年 7月 1日
改正 昭和43年10月30日
改正 昭和53年 2月 6日
改正 昭和55年 7月 1日
改正 昭和57年 7月26日
改正 昭和61年 3月 1日
改正 昭和63年 2月12日
改正 平成16年 4月 1日
改正 平成31年 4月 1日

第1条 この会の事務組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

事務組織



事務分掌

庶務係

1. 文書の受付、発送及び保存に関する事。
2. 会印の管守に関する事。
3. 職員の人事に関する事。
4. 総会、理事会及び常任理事会の会議に関する事。
5. 予算及び決算に関する事。
6. 収入及び支出に関する事。
7. 物品の購入及び取扱いに関する事。
8. その他庶務に関する事。

調査係

1. 事業の計画立案に関する事。
2. 資料の収集作成、情報の提供に関する事。
3. 各種委員会等に関する事。
4. 研究協議会、研修会に関する事。
5. 物資の供給に関する事。
6. 渉外に関する事。

第2条 この会の経費分担は、毎年学校給食実施人員等を基準として算出し、理事会の議決を経て総会の承認を受けて定めるものとする。

第3条 副会長、常任理事、理事及び監事の選出ブロック定数は、別表によるものとする。

第4条 職員の給与、文書取扱い等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの当該規程を準用することができる。

第5条 この細則は昭和32年6月20日から適用する。

附 則

1. この改正細則は、昭和34年 7月 1日から適用する。
2. この改正細則は、昭和43年10月30日から適用する。
3. この改正細則は、昭和53年 2月 6日から適用する。
4. この改正細則は、昭和55年 7月 1日から適用する。
5. この改正細則は、昭和57年 7月26日から適用する。
6. この改正細則は、昭和61年 3月 1日から適用する。
7. この改正細則は、昭和63年 2月12日から適用する。
8. この改正細則は、平成16年 4月 1日から適用する。
9. この改正細則は、平成31年 4月 1日から適用する。ただし、第3条は平成31年度の役員改選のときから適用する。

別表（副会長、常任理事、理事及び監事の定数）

地域	ブロック	都道府県	副会長	常任理事	理事	理事 総数	監事	役員 総数
東日本	北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	1	1	1	5	1	
	関東・甲信静	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡		1	1			
中日本	東海・北陸	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重	1	1	1	5	1	
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山		1	1			
西日本	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	1	1	1	5	1	
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		1	1			
独立行政法人 日本スポーツ振興センター				1		1		
計			3	7	6	16	3	19

*副会長と監事は、それぞれ地域内の別ブロックから選出

東日本地域（例）

副会長を北海道・東北ブロックから選出の場合、監事は関東・甲信静ブロックから選出